

平成六年総理府令第五十三号

内閣府聴聞手続規則

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章
第二節の規定を実施するため、総理府聴聞手続規則を次のように定める。

第一条 内閣総理大臣、内閣府に置かれる機関（公正取引委員会、国家公安委員会及び警察庁）の長又は法律の規定に基づきこれらを除く）の長又は法律の規定に基づきこれらの者から権限を委任された所の職員が行う不利益処分に係る聴聞の手続については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この府令の定めるところによる。（用語）

第二条 この府令で使用する用語は、行政手続法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。（聴聞の期日の変更）

第三条 行政府が法第十五条第一項の通知（同条第三項の規定により通知をした場合を含む。）をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、行政府に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 行政府は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

3 行政府は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時までに法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限り、聴聞の期日を変更することができる。）に通知しなければならない。（関係人の参加許可の手続）

第四条 法第十七条第一項の規定による許可の申請について、関係人は、聴聞の期日の十四日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行ふものとする。

2 主宰者は、関係人の参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。（文書等の閲覧の手続）

第五条 法第十八条第一項の規定による閲覧の請求については、当事者等は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を行政府に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 行政府は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政府は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。（用語）

3 行政府は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（法第十八条第一項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第二十二条第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。（主宰者の指名の手続）

第六条 法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政府は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。（補佐人の出頭許可の手続）

第七条 法第二十条第三項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の七日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、法第二十二条第二項（法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知をされた聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた許可を行ふ事項につき補佐するものについては、この限りではない。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 行政府は、前項の規定により提出された陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨と、その他の参考となるべき事項

6 聽聞の期日に出頭しなかつた聴聞関係者の氏名及び住所並びに当該聴聞関係者のうち当事者及び代理人についても出頭しなかつたことについての正当な理由の有無

7 証拠書類等が提出されたときは、その標目

8 その他参考となるべき事項

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

3 報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

は、その者に対し、その陳述を制限することが求められる。できる。（聴聞調査及び報告書の開覧の手続）

二 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

三 理由

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。（聴聞の期日における審理の公開）

3 行政府は、法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、聴聞の期日、場所及び事案の内容を公示するとともに、当事者及び参加人（その時までに法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。（陳述書の提出の方法等）

4 第十条 法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

2 主宰者又は行政府は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 令第八〇号 この府令は、法の施行の日（平成六年十一月一日）から施行する。

2 附 則 令第八〇号 平成一〇年一二月一五日総理府令第八八号

2 附 則 令第八八号 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 附 則 令第八八号 この府令は、公布の日から施行する。

2 附 則 令第八八号 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 附 則 令第八八号 この府令は、公布の日から施行する。

2 附 則 令第八八号 この府令は、公布の日から施行する。